

甲州子第 71 号  
令和2年4月22日

市内保育所、認定こども園通所児童保護者 各位

甲州市長 鈴木 幹 夫  
( 公 印 省 略 )

緊急事態宣言発令に伴う保育所等における登園自粛のお願い

平素より、本市幼児教育・保育行政につきまして、多大なるご理解とご協力を  
いただいておりますことに厚く感謝申し上げます。

さて、国内の新型コロナウイルス感染症は依然として拡大傾向にあり、4月7  
日に特別措置法に基づく緊急事態宣言が7都府県に対し発令され、16日には  
全都道府県に拡大し発令されたところであります。

こうした状況下において、市内の保育所、認定こども園では、「三密状態の防  
止」「消毒や手洗い指導の徹底」「換気の励行」など、感染予防対策に配慮しな  
がら、お子様の受け入れを行っております。

一方、国内では乳幼児の感染、保育施設における保育士の感染などの事例も発  
生しています。本市におきましても保育施設において感染が確認された場合に  
は、国の要請に基づき臨時休園を検討することとなりますが、医療従事者や社会  
基盤の維持のため就業を継続せざるを得ない方の保育さえもできなくなるこ  
とが心配されます。

保護者の皆さまにおかれましては、お子様の安全と感染拡大を防止する観点  
から、ご家庭での保育が可能な場合や祖父母等のご協力が得られるご家庭につ  
きましては、できる限りお子様の登園を控えていただきますよう、引き続きご理  
解とご協力をお願い申し上げます。

甲州市役所 子育て支援課 保育所担当 電話 32-5081
-------------------------------------